

令和6年度 浦安市奨学支援金支給制度のご案内

浦安市では、学業成績が優秀で学習意欲があって、経済的な理由により修学することが困難な学生に対し、学業に必要な経費の一部を支給する「奨学支援金の支給制度」を実施しています。授業料や教材費などの教育費としてご利用ください。



受付期間	<p>令和6年4月15日(月)～令和7年3月31日(月) ※随時受付 土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く、8時30分～17時</p> <p><u>1年間分の給付を受けるためには、令和6年4月15日(月)から令和6年5月31日(金)の期間内に申請する必要があります。</u></p> <p>令和6年6月3日(月)～令和7年3月31日(月)に申請した方は、申請した月からの給付となります。</p>						
資格	<p>(1) 以下の学校教育法に規定する学校に在学する大学生等であること。 短期大学・専修学校専門課程・大学・高等専門学校専攻科</p> <p>(2) 正規の修学期間において学校等に在学していること。(休学期間中は対象外)</p> <p>(3) 大学等を卒業・退学後、または、社会人を経た後の進学などの学び直しではないこと。</p> <p>(4) 高校3年時の成績の平均値が、5段階評価で<u>3.5以上</u>であること。 ※ただし、令和4年3月31日以前に入学している申請者については、 <u>令和3年度時点の成績基準(3.0以上)</u>とする。</p> <p>(5) 同一生計の保護者が浦安市に住民登録し、1年以上経過していること。</p> <p>(6) 同一生計の保護者の収入が生活保護基準額の1.3倍以下であること。</p> <table border="1" data-bbox="352 999 1418 1171"> <thead> <tr> <th>家族構成</th> <th>収入金額の目安</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>両親+子ども2人(大学生2人)</td> <td>415万円</td> </tr> <tr> <td>ひとり親+子ども2人(大学生・高校生)</td> <td>410万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※家族の構成・年齢・学年等により、収入金額の基準が異なります。</p>	家族構成	収入金額の目安	両親+子ども2人(大学生2人)	415万円	ひとり親+子ども2人(大学生・高校生)	410万円
家族構成	収入金額の目安						
両親+子ども2人(大学生2人)	415万円						
ひとり親+子ども2人(大学生・高校生)	410万円						
支援金額	<p>月額1万5千円(高校3年時の成績が4.5以上の場合は、月額3万5千円)</p> <p>※ただし、令和4年3月31日以前に入学している申請者については、令和3年度時点の支援金額とする。 ⇒ 月額1万5千円(高校3年時の成績が3.8以上の場合は、月額3万円)</p>						
申請方法	<p>以下の書類を浦安市役所7階 教育総務課に提出してください。</p> <p><u>申請時に面接を実施しますので、必ず申請者本人が来庁してください。</u>※諸事情により申請者の来庁が困難な場合は、事前に申請者から教育総務課まで電話でご相談ください。</p> <p><u>郵送での提出はできません。郵送で届いた場合は、書類一式を返送しますので、予めご了承ください。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 奨学支援金支給申請書(市指定様式) ※申請者本人と保護者の自署欄があります。 口座振替依頼書(市指定様式) 在学証明書(原本) ※令和6年4月以降に発行し、かつ、発行日から3か月以内のもの。 成績証明書(原本) ※通知表不可 高校3年時の成績証明書(原本) ※大学等の最初の申請時のみ 課題レポート(市指定様式) ※在学1年目の申請者は不要 収入を証する書類(浦安市で課税されている方は提出不要) 						
問合せ	<p>〒279-8501 浦安市猫実1-1-1 浦安市教育委員会 教育総務部 教育総務課 総務係 TEL: 047-712-6712 FAX: 047-353-4586 mail: kyouikusoumu@city.urayasu.lg.jp 土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く、8時30分～17時</p>						

浦安市奨学支援金制度 申請から支給までの流れ（大学等）

資格

- 学校教育法に規定する学校に在学していますか。
- 正規の修学期間で在学していますか。
- 学び直しではありませんか。
- 高校3年時の成績の平均値が5段階評価で3.5以上ですか。
※令和4年3月31日以前に入学している申請者については、3.0以上
- 保護者が浦安市に住民登録し、1年以上が経過していますか。
- 保護者の収入が生活保護基準額の1.3倍以下ですか。

「いいえ」が1つ
でもある場合

対象外となります



はい

申請

申請者が、市役所7階教育総務課に来庁の上、以下の書類を添えて申請してください。学習意欲を確認するため、申請時に面接を実施しますので、必ず申請者本人が来庁してください。※諸事情により申請者の来庁が困難な場合は、申請者から教育総務課まで電話でご相談ください。郵送での提出はできません。（郵送で届いた場合は、書類一式を返送します。）

① 奨学支援金支給申請書（市指定様式）

申請書はA4サイズとし、黒色ボールペンで記入してください。（鉛筆・消せるインクのペンは不可）

② 口座振替依頼書（市指定様式）

振込先の口座名義人は、申請者または保護者欄に記載された保護者となります。

③ 在学証明書（原本のみ・学生証等不可）

令和6年4月以降に発行し、発行後3か月以内の在学証明書を提出してください。

④ 成績証明書（原本のみ・通知表等不可）

申請する前年度1年間分の成績が記載されている成績証明書を提出してください。

⑤ 高校3年時の成績証明書（原本のみ・通知表等不可）※大学等の最初の申請時のみ

⑥ 課題レポート（市指定様式）※在学1年目の申請者は不要

学習意欲などを確認するため、テーマに沿った課題レポートを提出してください。

⑦ 収入を証する書類（浦安市で課税されている方の提出は不要）

浦安市以外で課税されている方は前年の収入を確認するため、課税証明書または非課税証明書の提出が必要です。前年の証明書については、課税された自治体にお問い合わせください。

4月、5月に申請する場合は、後日提出してください。提出後の審査となります。

1年間分の給付を受けるためには、令和6年4月15日(月)～令和6年5月31日(金)の期間内で申請が必要です。この期間以外の申請は、申請月から給付対象となります。

審査

結果

審査結果は、申請書を提出した翌月中旬に郵送にて通知します。（4・5月の申請のみ7月中に通知を発送します。）

決定

給付

前期(7月末)・後期(10月末)の年2回に分けて口座振込にて給付します。9月以降の申請は年1回の給付となります。